

第1 普通会計

1 収入に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|---------------|---|
| (1)未収金に関すること | <p>未収金の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 高度化資金貸付金償還金 ・ 繊維工業構造改善資金貸付金償還金 ・ 設備近代化資金貸付金償還金 ・ 施設共同化資金貸付金償還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの) ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 |
| (2)債権管理に関すること | <p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害弁償金 ・ 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの) ・ 違約金(工事請負契約に伴うもの) ・ 代執行費用徴収金 ・ 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金 ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 違約金(林業改善資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(沿岸漁業改善資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 研修受講料(農家担い手支援塾) ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの) ・ 道路占用料(過小徴収金に伴うもの) ・ 債務者の死亡に伴う債務承継の調査をしていなかったもの |
| (3)収納に関すること | ア 生産品を意思決定を経ずに処分していたもの |

| | |
|---------------|---|
| | イ 収入調定が遅延していたもの |
| | ウ 生産品受払簿に記帳していなかったもの |
| | エ 使用料及び手数料の金額を誤っていたもの |
| | オ 生産品受払簿を整備していなかったもの |
| | カ 生産報告をしていなかったもの |
| | キ 生産報告の時期を誤っていたもの |
| | ク 生産品受払簿に物品出納者の押印をしていなかったもの |
| | ケ 手数料規程を誤って改正していたもの |
| | コ 調定年度を誤っていたもの |
| | サ 生産品の売払いについて、見積書を徴しないまま契約していたもの |
| | シ 書き損じをした現金領収書について、適切な取扱いをしていなかったもの |
| | ス 納入通知書再発行の意思決定をしていなかったもの |
| | セ 契約書の納付期限より受託料の納入が、遅延したまま放置していたもの |
| | ソ 給与資金前渡担任者口座の預金利子の収入手続をしていなかったもの |
| (4)収入証紙に関すること | ア 証紙収納簿への所属長による月末の検印をしていなかったもの |
| | イ 証紙収納簿に登記をしていなかったもの |
| | ウ 志願校の変更があった入学選考料について、証紙収納簿に減額の記載をしていなかったもの |

2 支出に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|-------------|---|
| (1)給与に関すること | <p>ア 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件の喪失に伴う手続を怠ったため、過支給となっていたもの ・支給要件に該当しない者を認定したため、過支給となっていたもの ・支給要件が具備されるに至った日を誤って認定したため、支給不足となっていたもの ・単身赴任していた職員の異動に伴う転居により、手当額が変更したにもかかわらず、新たに住居手当額の決定を行うことなく、過去の決定をもって支給していたもの ・賃貸借契約書の家賃額に共益費や駐車場代を含む旨の記載があるにもかかわらず、相当額の確認をしないまま認定していたもの <p>イ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通用具使用距離に係る認定の誤りにより、過支給となっていたもの ・所属長の確認・決定を行わないまま支給していたもの ・毎月の認定内容を確認していなかったもの ・臨時職員の再雇用に係る認定手続について、前任用時から変更がない旨の意思決定をしないまま支給していたもの ・大口ECO定期額の算出方法の誤りにより支給不足となっていたもの <p>ウ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則に基づく業務従事命令簿等を備えていなかったもの ・勤務実績の把握が十分でなかったため、過支給となっていたもの ・支給要件に該当しない業務に対して支給したため、過支給となっていたもの |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与通知書への記載誤りにより、支給不足となっていたもの ・特殊勤務従事簿の記載誤りにより、過支給となっていたもの |
| | <p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務命令簿に命令者・確認者の押印がなかったもの ・超過勤務時間の集計誤りにより、過支給となっていたもの ・超過勤務命令簿の記載誤りにより、休日給として支給していたもの ・週休日に旅行した場合の用務地における超過勤務の命令をしていなかったため、支給不足となっていたもの ・「旅行中の移動時間に対する超過勤務手当支給に係る運用基準」(平成17年12月1日付け17人事第324号)にかかわらず、超過勤務命令時間に移動時間を含めていたため、過支給となっていたもの ・労働基準法第34条に基づく休憩時間を与えていなかったもの |
| | <p>オ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給定日から遅延して支給していたもの ・精算手続をしていなかったもの ・人事異動のあった職員の超過勤務手当(追給分)を振込日から遅延して支給していたもの ・給与明細表の受領印がなかったもの |
| | <p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与入力通知書への記載誤りや適用する支給時間区分の誤りなどにより、支給金額を誤っていたもの ・管理職員特別勤務実績簿に記載していなかったもの |
| | <p>キ 報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬額が日額で定められている報酬をその都度支給すべきところ、まとめて支給していたもの |
| | <p>ク 休日給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与入力通知書への記載誤りにより、超過勤務手当として支給していたもの |
| (2)旅費に関する事 | <p>ア 実費額に調整した場合の領収書などを所属で保管等していなかったもの</p> |
| | <p>イ 調整誤りにより、過支給又は支給不足となっていたもの</p> |
| | <p>ウ 一部の用務に係る旅行命令簿への記載及び復命書の提出がなかったもの</p> |
| | <p>エ 私費会計により立替払をしていたもの</p> |
| | <p>オ 支給すべき交通費が請求できていなかったため、不支給となっていたもの</p> |
| (3)契約に関する事 | <p>ア 予定価格の設定等に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算誤りにより、金額の過誤があった。 ・必要な手数料の合計金額を下回っていた。 |
| | <p>イ 契約の決定・締結に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計を変更したにもかかわらず、契約変更をしていなかった。 ・契約書の契約期間の記載を誤っていた。 ・契約書に添付すべき書類がなかった。 ・受託者の許可有効期限が契約期間中に経過しているにもかかわらず、許可更新を確認していなかった。 ・契約書に定める支払遅延利息の率を変更すべきにもかかわらず、契約変更をしていなかった。 |

| | |
|-------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に年間使用見込数量に基づく単価を定めているが、契約に関係ない月当たりの使用枚数を記載していた。 ・ 契約書に業務実施回数の記載がなく、契約内容が明確でなかった。 |
| | <p>ウ 契約の履行の確保に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかった。 ・ 契約書に定める県の承諾がないまま、業務の一部が再委託されていた。 ・ 検査調書の作成を省略できない契約にもかかわらず、作成してなかった。 ・ 契約書に定める業務計画書等を提出させていなかった。 ・ 契約書に定める通知、調査、報告、手続等をさせていなかった。 ・ 契約書に定める業務報告書等の到達前に完了確認を行い、適正に履行されたものとしていた。 ・ 契約書に定める業務計画書等の承認をしていなかった。 ・ 契約書に定める受託者が提出すべき名簿等の書類を提出させていなかった。 ・ 契約書に定める検査及び検査結果報告をしていなかった。 ・ 契約書に定める監督員の通知をしていなかった。 ・ 契約書に定める委託業務の執行に必要な情報を提供していなかった。 ・ 契約書に定める業務報告書等を提出させていなかった。 ・ 契約事務担当者と検査実施者が同一職員であった。 ・ 従事者名簿に記載のない者を業務に従事させていた。 ・ 照明改修について、必要照度を確認していなかった。 |
| (4) 予算執行に関すること | <p>不経済又は非効率な執行をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便切手について、不要不急の購入をしていた。 ・ 四半期を目途にした物品購入計画のローリングを行っていなかった。 ・ 四半期を目途にした物品購入計画を作成していなかった。 |
| (5) 補助事業の執行に関すること | <p>ア 補助対象機関に対する交付申請書の提出期限を事業年度前の日付にしていたもの</p> <p>イ 事業実績報告書が、事業完了後約6か月経過して提出されていたもの</p> |
| (6) 支払に関すること | <p>ア 支払が遅延していたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査報償費に係る金融機関等への照会経費の支払について、請求日から1か月以上支払が遅延していた。 <p>イ 会議参加費について、前渡資金を受領する前に職員が立替払をしていたもの</p> |

3 工事に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|--|
| (1) 施工管理に関すること | ア 施工計画書を省略するなど、施工管理が不十分であったもの |
| | イ 施工計画書に定める管理項目の出来形管理表を提出させていなかったもの |
| | ウ 出来形管理図における記載を誤っていたもの |
| (2) 設計積算に関すること | <p>ア 工事原価の過誤があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計数量や単価の積算誤りにより、過大又は過小積算となっていた。 |

| | |
|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・仮設用鋼材を複数の工事ごとに設計積算したため、過大積算となっていた。 ・必要な工事資材を設計積算に計上しなかったため、過小積算となっていた。 ・不要な工事資材を設計積算に計上したため、過大積算となっていた。 ・設計図書の施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の確認等をしていないままにさせていたため、過大積算となっていた。 |
| (3)請負契約に関すること | <p>ア 契約書に定める産業廃棄物管理票の写し等の提出をさせていなかったもの</p> <p>イ 下請施工されたにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの</p> <p>ウ 建築工事共通仕様書に定める施工計画書等を提出させていなかったもの</p> <p>エ 変更契約書に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく変更後の分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を記載していなかったもの</p> <p>オ 履行の終了通知日が契約日以前の日付となっていたもの</p> <p>カ 工事実績情報サービス(コリンズ)への登録が、愛媛県土木工事共通仕様書に定める登録期限から遅延していたもの</p> <p>キ 前金払及び部分払に関する条項を削除した工事請負契約書で契約していたもの</p> <p>ク 愛媛県土木工事共通仕様書の定めにより、請負者は建設業退職金共済掛金収納書を契約締結後原則1か月以内に提出すべきところ、3か月以上経過して提出させていたもの</p> <p>ケ 変更契約時の契約図書に、工事の施工単価や材料単価を記載した変更設計書を添付していたもの</p> |
| (4)その他 | <p>ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に規定されている対象建設工事に該当するにもかかわらず、同法第10条に基づく分別解体等の計画などの必要事項を知事に通知していなかったもの</p> <p>イ 受注者から提出された関係書類について、工事現場等における施工体制の点検要領に基づき受付印を押印すべきところ、押印がなかったもの</p> |

4 物品に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|--|
| (1)備品に関すること | <p>ア 車両系建設機械について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施していなかったもの</p> <p>イ 備品管理簿又は備品出納簿への記帳に不備のあったもの</p> <p>ウ 簿外備品について、「不適正経理の改善・再発防止策の実施について」(平成21年12月1日付け21会第213号 会計管理者通知)に基づく管理ができていなかったもの</p> <p>エ リース契約が満了した物品について、書面による意思決定など適正な事務処理をしないまま使用していたもの</p> <p>オ 消防用設備等について、消防法第17条の3の3に基づく6か月に1回の機器点検を1年に1回しか点検していなかったもの</p> <p>カ 不用の決定をしないまま廃棄していたもの</p> <p>キ 管理換した備品について、管理換物品送付書を作成していなかったもの</p> <p>ク 備品管理簿への物品出納者の押印がなかったもの</p> |
| (2)郵便切手等に関すること | <p>ア 郵便切手受払簿又は収入印紙受払簿に、物品出納者の押印がなかったもの</p> <p>イ 郵便切手受払簿又は郵便はがき受払簿に記帳していなかったもの</p> |

| | |
|---------------|---|
| | ウ 切手の実数と郵便切手受払簿における残数が一致していなかったもの |
| | エ 収入印紙受払簿の受領日、受領数及び残数の記載が異なっていたもの |
| (3) 消耗品に関すること | ア 毒劇物の管理に、適切を欠いていたもの ・ 保管庫内に毒劇物と一般薬品が混在していた。 ・ 保管庫に毒劇物の表示がなかった。 |
| | イ 被服等貸与台帳に記録がないもの又は誤っていたもの |
| (4) 事故に関すること | 職員の不注意から公用車(警察車両を含む)による事故が発生し、相手方への被害、当該車両、相手車両の毀損等があったもの |

5 財産(物品を除く。)に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|---|
| (1) 庁舎管理に関すること | ア 建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検が必要な建築物の点検を実施していなかったもの イ 浄化槽法第11条に基づく浄化槽の定期検査を実施していなかったもの ウ 浄化槽法第11条に基づく浄化槽の定期検査結果において、水質に不適正の判定があったにもかかわらず、必要な改善措置を講じていなかったもの |

6 事務事業に関すること

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------|---|
| (1) 広報に関すること | ホームページの管理に、適切を欠いていたもの ・ 表示内容が誤っていた。 ・ 表示内容を更新していなかった。 |
| (2) 許認可事務に関すること | ア 道路使用許可について、道路使用の場所又は区間を特定しないまま許可していたもの イ 道路占用許可について、許可の条件としている占有に係る着手及び完了の届出をさせておらず、完了の検査も行っていなかったもの ウ 許可証の有効期間を誤記していたことにより、許可申請者が更新申請時期を誤認し、許可が失効していたもの エ 道路使用許可時に交付する許可条件書類について、期間の記載を誤っていたもの オ 道路占用許可について、許可の条件としている占有期間が満了したときの届出をさせていないものがあったもの カ 更新許可の意思決定が不明確であったもの |
| (3) 組織・運営に関すること | 特別会計について、健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれるもの |
| (4) 休暇に関すること | 公務出張にあわせて私事旅行を行った場合の休暇取得について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの |
| (5) その他 | ア 非常勤職員の勤務時間の割振りについて、書面による意思決定を経ないまま実施又は変更していたもの イ 証明事務について、証明書の記載事項のうち一部しか証明できないにもかかわらず、対象者がすべての区分に該当する者とした証明書を交付していたもの ウ 学校保健安全法第6条に基づく環境衛生検査について、検査結果に対する必要な措置を講じていなかったもの オ 非常勤職員の勤務時間の割振りについて、設置要綱に基づく既定の勤務時間を充足していない割振りをしていたもの カ 私事旅行実施申立書を代理申請者が、作成及び押印していたもの |

| | |
|---|--|
| キ | 臨時職員の出勤簿について、押印がなかったもの |
| ク | 週休日における超過勤務命令について、労働基準法第34条に基づく休憩時間を与えていなかったもの |
| キ | 自動車重量税印紙について、購入時の検収の証拠書類として、印紙等模造取締法に抵触するおそれのあるカラーコピーをしていたもの |
| ケ | 私事旅行を伴う職員の旅行について、当該職員から書面による私事旅行実施申立書を徴していなかったもの |